浜松市鴨江アートセンター並びに浜松市旧浜松銀行協会指定管理者選定基準

評価項目	配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	
小　計	8	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点28.8点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	9	
(2) 施設の運営体制・職員の配置	8	
(3) 適正な管理・モニタリング	6	
(4) 安全管理・緊急時への対応	5	
(5) 市民サービスの向上	9	
(6) 環境への配慮	3	
(7) 障がい者等への配慮	3	
(8) 平等利用	5	
小　計	48	
3 指定管理者に関する項目（合格点9点以上）		
(1) 団体の人的・財政的能力	5	
(2) 施設の運営実績	4	
(3) 団体の地域貢献	6	
小　計	15	
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
(2) 各種認定等の有無	1	
小　計	4	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6点以上）		
収支計画の妥当性	10	
小　計	10	
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times$ 配点	15	
小　計	15	
現指定期間の実績に基づく加減点		
合　計	100	

選定条件

1　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の６割以上（合格点）であること。
2　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
3　４の「(2)社会貢献活動等に係る認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
4　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
5　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「１９実績の反映について」のとおりとする。